

限を10年、罰金刑の上限が1,000万円に引き上げられた。また、実用新案権侵害罪及び商品形態模倣行為罪についても、侵害に対する刑事罰が強化され、懲役刑の上限が5年、罰金刑の上限が500万円に引き上げられた。

- 産業財産権のみなし侵害罪（侵害の予備的行為等）について、懲役刑の上限が5年、罰金刑の上限が500万円に揃えられた。
- 産業財産権の侵害罪について、懲役刑と罰金刑の併科を可能とされた。
- 産業財産権法、不正競争防止法（一部）等に違反する行為について、法人への罰金刑（法人重課）の上限が3億円とされた。

罰則行為	量刑（懲役・罰金）の上限		併科	法人重課(罰金の上限)	
特許法 特許権侵害	第196条 (直接侵害)	10年・1千万円	○	〔 第201条 直接侵害 間接侵害 〕	3億円
	第196条の2 (間接侵害)	5年・500万円			
実用新案法 実用新案権侵害	第56条 直接侵害 間接侵害	5年・500万円	○	〔 第61条 直接侵害 間接侵害 〕	3億円
意匠法 意匠権侵害	第69条 (直接侵害)	10年・1千万円	○	〔 第74条 直接侵害 間接侵害 〕	3億円
	第69条の2 (間接侵害)	5年・500万円			
商標法 商標権侵害	第78条 (直接侵害)	10年・1千万円	○	〔 第82条 直接侵害 間接侵害 〕	3億円
	第78条の2 (間接侵害)	5年・500万円			